

副

建築物の新築・改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可書

倉敷市指令開 第 号

様

平成 年 月 日付けで申請の { 建築物 / 第一種特定工作物 } の(新築・改築・用途の変更・新設)については,都市計画法(昭和43年法律第100号)第43条第1項の規定により下記の条件を付して許可する。

法(昭和43年法律第100号)第43条第1項の規定により下記の条件を付して許可する。

平成 年 月 日

倉敷市長 伊 東 香 織

1	建築物を建築しようとする土地,用途の変更しようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在地番,地目及び面積	(地目) (面積 m ²)		
2	建築しようとする建築物,用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途			
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途			
4	建築しようとする建築物,用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第10号まで又は令第36条第1項第3号口からホまでのいずれかの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載(該当するものを で囲み必要事項を記入してください。)及びその理由	令第36条 第1項第3号	イ	法第34条第 号
			ロ	法第34条第 11 号
			ハ	
			ニ	既存の権利の届出受理年月日・番号 昭和 年 月 日 第 号
			ホ	事前審査承認地・分家・収用対象事業・既存の宅地・その他
	理由			
5	その他必要な事項			
	受付番号	平成 年 月 日	第 号	
	許可に付した条件			
	整理番号	倉第	号	
この許可について不服があるときは,許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に倉敷市開発審査会に対して審査請求をすることができます。				

(注)この許可を受けても,建築物を建築しようとするときは,建築基準法による建築確認を別途受ける必要があります。なお,用途変更の場合も同法による建築確認を要する場合がありますから注意してください。